

## 広報かどま原稿 6 (2024)年 5 月号

### その申し込み、定期購入になっていませんか？

#### (事例)

SNS の広告を見て定期縛りなし、初回 980 円のダイエットサプリを申し込んだ。すぐに商品が届き、中身を確認したら 6 個入っていて請求額は 2 万円だった。驚いて販売業者に問い合わせたところ、注文完了直後に表示された「期間限定クーポンを使う」をクリックしたことで 6 個 2 万円の定期購入にコース変更されていると言われた。クーポンを利用した記憶はあるが、コースが変更されるとは思っていなかった

通信販売では、注文確定前に購入回数や支払い総額等各契約事項を簡単に確認できる一覧（最終確認画面といいます）が表示されます。クーポン表示前の最終確認画面と同じだと思い、クーポン利用後の最終確認画面を確認せずに同意をすると、変更された契約内容が確定してしまいます。注文完了後にクーポンを利用する際はその後に表示される最終確認画面を必ず確認しましょう。

お問い合わせ先

門真市消費生活センター

[TEL:06-6902-7249](tel:06-6902-7249)